

様式第四号

法人名 社会医療法人 天陽会

所在地 鹿児島県鹿児島市泉町6番7号

※医療法人整理番号

純 資 産 変 動 計 算 書
(自 令和 6年 4月 1日 至 令和 7年 3月 31日)

(単位:千円)

	積立金		評 価 ・ 換 算 差 額 等			純資産合計
	設立等積立金	繰越利益積立金	積立金合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計
令和 6年3月31日 残高	3, 518, 063	7, 255, 127	10, 773, 191	0	0	10, 773, 191
会計年度中の変動額						
当期純利益		363, 615	363, 615	0	0	363, 615
会計年度中の変動額合計		363, 615	363, 615	0	0	363, 615
令和 7年3月31日 残高	3, 518, 063	7, 618, 743	11, 136, 806	0	0	11, 136, 806

様式第五号

法人名 社会医療法人 天陽会

※医療法人整理番号

所在地 鹿児島県鹿児島市泉町6番7号

有形固定資産等明細表

資産の種類		前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引 当期末残高 (千円)
有形固定資産	建物	4,991,152	34,438		5,025,589	1,484,014	121,382	3,541,575
	建物附属設備	2,393,252	53,676	49,048	2,397,880	1,452,804	110,500	945,076
	構築物	191,509			191,509	161,969	3,996	29,539
	医療器械	2,500,741	171,665	175,022	2,497,384	2,134,144	156,066	363,240
	車両運搬具	49,914	4,517		54,431	48,968	3,466	5,463
	工具器具備品	490,900	59,457	17,873	532,485	443,063	43,056	89,422
	土地	1,872,608			1,872,608			1,872,608
	リース資産	70,383			70,383	60,745	6,313	9,638
	建設仮勘定		2,046		2,046			2,046
	計	12,560,459	325,798	241,943	12,644,315	5,785,706	444,778	6,858,609
無形固定資産	電話加入権	2,408			2,408			2,408
	ソフトウェア	102,408	22,990	4,036	121,362	97,546	9,989	23,816
	計	104,816	22,990	4,036	123,770	97,546	9,989	26,224
その他の資産	投資有価証券		496,056		496,056			496,056
	敷金	15,119	250	106	15,263			15,263
	出資金	73			73			73
	保険積立金	232,132	1,774	9,849	224,057			224,057
	長期前払費用	6,196	23	2,818	3,401			3,401
	長期貸付金	285,957	30,140	51,214	264,883			264,883
	計	539,476	528,243	63,986	1,003,733			1,003,733

様式第六号

法人名 社会医療法人 天陽会
所在地 鹿児島県鹿児島市泉町6番7号

※医療法人整理番号

引 当 金 明 細 表

区 分	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (そ の 他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	10,067	32,755		10,067	32,755
奨学貸付引当金	165,710	14,574	47,814	3,400	129,070
賞与引当金	184,147	198,729	184,147		198,729
退職給付引当金	380,893	58,345	15,353		423,885

(注) 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」は洗替えによる戻入額である

(注) 奨学貸付引当金の「当期減少額(その他)」は契約勤続期間満了前退職による返済額である。

様式第七号

法人名 社会医療法人 天陽会

※医療法人整理番号

所在地 鹿児島県鹿児島市泉町6番7号

借入金等明細表

区 分	前 期 末 残 高 (千円)	当 期 末 残 高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の 長期借入金				
長期借入金（1年以内に 返済予定のものを除 く。）				
合 計				

長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）及びその他の有利子負債については、貸借対照表日後

5年内における1年ごとの返済予定額の総額

(単位：千円)

区 分	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超6年以内

様式第八号

法人名 社会医療法人 天陽会
所在地 鹿児島県鹿児島市泉町6番7号

※医療法人整理番号

有 価 証 券 明 細 表

(1)流動資産

【債 券】

銘 柄	券 面 総 額 (千円)	貸借対照表価額 (千円)
利付国債（5年）第144回	100,000	99,989
計	100,000	99,989

【その他】

種 類 及 び 銘 柄	口 数 等	貸借対照表価額 (千円)
計		

(2)その他の資産（固定資産）

【債 券】

銘 柄	券 面 総 額 (千円)	貸借対照表価額 (千円)
利付国債（5年）第148回	100,000	99,589
利付国債（5年）第153回	100,000	99,121
利付国債（5年）第161回	100,000	99,406
利付国債（10年）第355回	100,000	97,951
計	400,000	396,067

【その他】

種 類 及 び 銘 柄	口 数 等	貸借対照表価額 (千円)
計		

1. 貸借対照表の流動資産及びその他の資産に計上されている有価証券について記載すること。
2. 流動資産に計上した有価証券とその他の資産に計上した有価証券を区分し、さらに満期保有目的の債券及びその他有価証券に区分して記載すること。
3. 銘柄別による有価証券の貸借対照表価額が医療法人の純資産額の1%以下である場合には、当該有価証券に関する記載を省略することができる。
4. 「その他」の欄には有価証券の種類（金融商品取引法第2条第1項各号に掲げる種類をいう。）に区分して記載すること。

様式第九の一号

法人名 社会医療法人 天陽会

※医療法人整理番号

所在地 鹿児島県鹿児島市泉町6番7号

事業費用明細表

(単位：千円)

区 分	本来業務事業費用			附帯業務 事業費用	合 計
	事業費	本部費	計		
材料費	3,912,557		3,912,557	5,191	3,917,749
給与費	4,249,189		4,249,189	96,635	4,345,824
委託費	291,265		291,265	308	291,573
経費	1,407,690		1,407,690	15,310	1,422,999
売上原価					
その他の事業費用					
計	9,860,701		9,860,701	117,444	9,978,145

重要な会計方針等の記載及び貸借対照表等に関する注記

社会医療法人 天陽会

1 継続事業の前提に関する事項

該当なし

2 資産の評価基準及び評価方法

・ たな卸資産 …… 最終仕入原価法による原価法

・ 有価証券

満期保有目的債券 …… 償却原価法（定額法）

3 固定資産の減価償却の方法

・ 有形固定資産（リース資産を除く） …… 定率法

ただし、平成10年4月以降取得の建物は、定額法とし、平成28年4月以降取得の建物附属設備及び構築物は、定額法としている。

なお、主な耐用年数は次の通りであります。

建物	7年～47年
建物附属設備	8年～39年
構築物	10年～35年
医療器械	3年～15年
車両運搬具	4年～6年
工具器具備品	3年～20年

・ 無形固定資産（リース資産を除く） …… 定額法

・ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし残存価額をゼロとする定額法

4 引当金の計上基準

・ 貸倒引当金 …… 債権の貸倒れによる損失に備えるため

一般債権については法人税法における貸倒引当金の繰入限度額を、

貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上している。

・ 退職給付引当金 …… 職員の退職給付に備えるため、当会計年度末における退職給付債務を簡便法（退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により計算し、計上している。

なお、当医療法人は前々会計年度末日の負債総額が200億円未満であることから、

簡便法による期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を採用している。

・ 賞与引当金 …… 従業員に対して支給する賞与の支給に充てるため、支給見込額のうち当会計年度に負担すべき額を計上している。

・ 奨学貸付引当金 …… 従業員の奨学金の返済免除に備えるため、返済免除見込額を計上している。

5 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税込経理にて計上している。

6 その他貸借対照表等を作成のための基本となる重要な事項

該当なし

7 重要な会計方針を変更した旨等

該当なし

8 資産及び負債のうち収益業務に関する事項・収益業務からの繰入金の状況に関する事項

該当なし

9 担保に供されている資産に関する事項

該当なし

10 法第51条第1項に規定する関係事業者に関する事項

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業 内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科 目	期末残高 (千円)
該当なし									

取引条件及び取引条件の決定方針等

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし							

取引条件及び取引条件の決定方針等

11 重要な偶発債務に関する事項

該当なし

12 重要な後発事象に関する事項

該当なし

13 その他医療法人の財政状態又は損益の状況を明らかにするために必要な事項

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 5,785,706千円

(2) 満期保有目的債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

(単位：千円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時価	評価損益
利付国債(5年)第144回	99,989	99,930	△ 59
利付国債(5年)第148回	99,589	99,150	△ 439
利付国債(5年)第153回	99,121	98,170	△ 951
利付国債(5年)第161回	99,406	98,040	△ 1,366
利付国債(10年)第355回	97,951	96,100	△ 1,851
合計	496,056	491,390	△ 4,666

独立監査人の監査報告書

令和7年6月16日

社会医療法人天陽会
理事会 御中

松野下剛市公認会計士事務所
鹿児島県鹿児島市

公認会計士

松枝公認会計士事務所
鹿児島県鹿児島市

公認会計士

監査意見

私たちは、医療法第51条第5項の規定に基づき、社会医療法人天陽会の令和6年4月1日から令和7年3月31日までの令和6会計年度の貸借対照表、損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びに財産目録（以下「計算書類」という。）について監査を行った。

私たちは、上記の計算書類が、全ての重要な点において厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して作成されているものと認める。

監査意見の根拠

私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における私たちの責任は、「計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。私たちは、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私たちは、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告書、関係事業者との取引の状況に関する報告書、純資産変動計算書及び附属明細表である。理事者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

私たちの計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、私たちはその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類の監査における私たちの責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類又は私たちが監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

私たちは、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、私たちが報告すべき事項はない。

計算書類に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して計算書類を作成することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類を作成するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類を作成するに当たり、理事者は、継続事業の前提に基づき計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に基づいて継続事業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 理事者が継続事業を前提として計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続事業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続事業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類の注記事項が適切でない場合は、計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、法人は継続事業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類の表示及び注記事項が厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

法人と私たちとの間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上